	脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金	
建物		
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの		
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの		五〇
住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの		
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの		四七
飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの		三四
その他のもの		四一
旅館用又はホテル用のもの		
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの		三一
その他のもの		三九
店舗用のもの		三九
病院用のもの		三九
公衆浴場用のもの		三一
れんが造、石造又はブロック造のもの		
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの		四一
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの		三八
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの		三八
旅館用、ホテル用又は病院用のもの		三六
公衆浴場用のもの		三〇
金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）		
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの		三八
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの		三四
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの		三一
旅館用、ホテル用又は病院用のもの		二九
公衆浴場用のもの		二七
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）		
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの		三〇
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの		二七
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの		二五
旅館用、ホテル用又は病院用のもの		二四
公衆浴場用のもの		一九
金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）		
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの		二二

建物附属設備		構築物	
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一九		
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九		
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一七		
公衆浴場用のもの	一五		
木造又は合成樹脂造のもの			
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの			
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二四		
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	二二		
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	二〇		
公衆浴場用のもの	一七		
木骨モルタル造のもの	一二		
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの			
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二		
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	一九		
旅館用、ホテル用又は病院用のもの	一五		
公衆浴場用のもの	一一		
建物附属設備			
電気設備（照明設備を含む。）	六		
蓄電池電源設備	一五		
その他のもの			
給排水又は衛生設備及びガス設備	一五		
冷房、暖房、通風又はボイラー設備			
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三		
その他のもの	一五		
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの			
主として金属製のもの	一八		
その他のもの	一〇		
構築物			
発電用又は送配電用のもの			
配電用のもの			
配電線		三〇	
地中電線路		二五	
金属造のもの（前掲のものを除く。）			
送配管			
鋳鉄製のもの		三〇	
鋼鉄製のもの		一五	
水そう及び油そう			
鋼鉄製のもの		一五	